

## (福)遠野市保育協会

## 諸手当の支給例(一部)について

当協会で勤務する正規職員に支給している諸手当の内、一部の支給例を紹介します。

## 処遇改善特例手当

正規職員の場合は、職種に合わせて基本給の4~5.9%を毎月の手当として支給しています。当月初日の基本給に該当率を乗じて手当額を決定するため、昇給に応じて増額が見込まれます。

## ★保育園勤務の場合

(短期大学または専門学校卒業直後1年目の場合)

基本給 154,600円 × 5.9%(0.059)  
= **9,000円/月** ※千円未満四捨五入

## ★児童館勤務の場合

(短期大学または専門学校卒業直後1年目の場合)

基本給 145,200円 × 5%(0.05)  
= **7,000円/月** ※千円未満四捨五入

## 住居手当

自ら居住するため、住宅を借り受けている正規職員に対して、最大27,000円の住居手当を支給しています。

例1 家賃50,000円の場合

50,000円 - 23,000円  
= 27,000円 × 1/2  
= 13,500円 + 11,000円  
= **24,500円/月**

例2 家賃60,000円の場合

60,000円 - 23,000円  
= 37,000円 × 1/2  
= 18,500円 + 11,000円  
= 29,500円 **上限の27,000円/月**

## 処遇改善手当(保育園)

保育園で働く保育士・看護師・栄養士を対象として、処遇改善キャリアアップ研修を指定数受講し、所属施設で専門リーダーまたは職務分野別リーダー発令されている職員に対して**5,000~40,000円/月**の手当を支給しています。

(令和5年度の支給例)

- ・副主任保育士 **40,000円/月**
- ・保育士A (経験年数5年)  
→ 専門リーダー **34,000円/月**
- ・保育士B (経験年数2年)  
→ 職務分野別リーダー **15,000円/月**
- ・栄養士C (経験年数10年)  
→ 職務分野別リーダー **15,000円/月**

## 処遇改善手当(児童館)

児童館で働く職員が積極的に研修会等に参加し、さらなる知識向上を図ることを目的に1人当たり**5,000円/月**を支給しています。更に指定研修を合計10時間以上受講した場合**3,000円/月が増額**となります。

児童館勤務全職員 **5,000円/月**  
指定の研修を10時間以上受講  
**8,000円/月**

## 扶養手当

正規職員が家族を扶養している場合、条件を満たしていれば以下のような扶養手当を支給しています。

- ・配偶者を扶養している場合 **13,500円/月**
- ・子、孫、60歳以上の父母または祖父母、心身障がい者を扶養している場合 **6,000円/月**